

課 題	具体的取組	取組目標	5年間の取組成果	主な実績
		(3)利用者である市民に使い勝手が良いものとするため、新たな施設を建設する際には、ユニバーサルデザインを意識した設計とする	市全体（安全管理委員会報告件数） 19年度：44件⇒22年度：34件（▲23%）	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市教育委員会危機管理対応マニュアル」を策定（18年3月） ・道路照明等現場総点検を実施（18年11月） ・コンクリート塊落下事故に伴う橋梁点検を実施（19年8月、21年4月）
2 環境への配慮	①大阪市自らが率先した環境保全行動の強化	<p>(1) ISO14001 認証未取得の大規模事業所での認証取得 環境負荷の高い大規模事業所をISO14001 認証取得の目標対象として検討し取得する。</p> <p>(2)職員全員による積極的な環境活動の取組 現在、庁内環境保全行動計画（エコオフィス21）を策定して全庁的に環境保全の取組を展開している。 今後はそれを継続させる一方で、局長の責任のもとで局独自に取組む重点事項とその目標を定めて積極的に実施していく。</p>	<p>中央卸売市場のオフィスエリアのISO14001 認証を取得できた。</p> <p>全庁的に庁内環境保全行動計画（エコオフィス21）に基づく環境保全の取組を展開し、省エネルギー、省資源、廃棄物の減量・リサイクルを推進した。 また、大阪市グリーン調達方針や電力の調達に係る環境配慮指針を策定し、環境に配慮した物品などの調達を推進した。</p> <p>特に、ISO14001 の認証を取得しているオフィス系庁舎では、環境保全の取組の結果、21年度のエネルギー使用量を19年度と比べ約7.7%削減することができた。 これをCO2 排出量に置き換えると約1,500トンの削減に相当する。 また、電気、都市ガス、ガソリン、上水、コピー用紙の削減量を経費換算すると、19年度と比べ21年度には約7,500万円の経費削減効果があったと試算している。</p>	<p>〔ISO14001〕 ISO14001 の認証取得・更新の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央卸売市場の一部事務所部分についてISO14001 認証を取得（19年12月） ・オフィス系庁舎ISO14001 の認証更新（20年12月） ・消防局、財政局の全市税事務所を認証範囲に追加（21年12月） <p>〔環境保全〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市バス、消防車など低排出ガス車へ転換 ・「庁内環境保全行動計画（エコオフィス21）」18～20年度行動目標を策定（18年5月） ・事業所編を策定（19年9月） ・21～23年度行動目標を策定（21年11月） ・大阪市グリーン調達方針の改定 ・公共工事分野の追加など（21年6月） ・「大阪市電力の調達に係る環境配慮指針」の策定（20年11月）
	②環境関連計画の推進	現在大阪市では、環境にかかわって多くの計画に基づく事業が展開されている。全般に順調に推移しているが、中には計画が未達成のもの、あるいはそもそも計画の具体的な期限が明らかでないものがある。今後は、「未達成の計画の確実な実行」、「明確な工程表の作成」などに取組む	<p>毎年、環境基本計画の進捗状況について全庁的な取りまとめを実施し、PDCAサイクルに基づいた総合的な観点からの点検・評価を行い、計画の着実な進行管理を行うことができた。</p> <p>また、点検・評価結果については、ホームページにて公表し、市民に本市の環境施策への取組状況を周知することが</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境基本計画の進捗状況（前年度報告）」を作成（14年度～） ・第Ⅱ期環境基本計画の概要版（後期）を作成（19年3月） ・「大阪市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況」を作成（18年度報告～） ・市役所周辺、水都大阪2009（中之島公園ほか）等でのヒートアイランド対策モデ

課 題	具体的取組	取組目標	5年間の取組成果	主な実績
			できた。	<ul style="list-style-type: none"> ル事業の実施（19年6月～） ・ドライ型ミスト装置導入サポート制度の創設、拡充（20年6月～） ・「緑の基本計画重点アクションプラン3」を策定（21年4月） ・「第2期大阪市役所温室効果ガス排出抑制等実行計画」に基づき20年度排出量の算定（21年度） ・学校運動場の芝生化の実施（17年度～） ・校舎の壁面緑化（20年度～）
3 個人情報の保護	①市が保有している個人情報の必要性の再チェック	<p>既に保有している個人情報の必要性を見直す</p> <p>(1)大阪市役所がこれまでの業務の必要上保有した個人情報について、現時点での必要性を改めてチェックし、既に必要性がなくなった個人情報を直ちに廃棄する</p> <p>(2)総務局は、各局・各区役所が現に保有する個人情報のリストの提出を局・区に求める</p> <p>(3)各局・各区役所による毎年度の点検実施と結果の報告と公表を義務付ける</p>	<p>各所属が取り扱う個人情報の点検及び所属のニーズに即した出前研修等を通じて個人情報保護に関する職員の意識啓発の取組を強化することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修実施回数 19年度 13回 20年度 18回 21年度 33回 22年度 50回 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の必要上保有した個人情報についての必要性を再確認及び不要情報の廃棄の点検を実施（17年6月～） ・各所属が保有する個人情報のリストを取りまとめて公表（19年7月～） ・文書主任研修等以外に各所属の実態に即した出前研修を実施（20年9月～） ・毎年度の点検実施と結果の報告と公表を実施（17年6月～）
	②委託先業者が保有する個人情報の保護対策	<p>(1)公の施設の指定管理者に対し、協定において個人情報保護の趣旨を徹底させるとともに、その趣旨が確実に履行されていることをチェックする</p> <p>(2)業務委託については、契約において定められた個人情報保護対策が実施されているか総点検する</p>	<p>指定管理者及び業務受託者に対し、契約書において個人情報保護を義務付けるとともに、その履行を確認することによって個人情報の保護に対する指導強化を徹底することができた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者に対し、協定において個人情報保護の趣旨を徹底させるとともに、事業報告によりその履行を確認することとした ・個人情報保護主任会議等において、委託業務における個人情報の管理状況についての調査を実施し、委託先事業者への指導・監督を徹底するよう要請（17年6月～） ・指定管理者に対し、個人情報保護の趣旨を徹底、履行状況をチェック（17年9月）
	③市職員自身の個人情報保護	(1)職員個人の住所や電話番号などの記載の可否、記載する際のやり方などを統一す	職員住所録の発行停止など、職員個人の住所や電話番号など個人情報の流出	・コンプライアンス委員会の助言に基づき、発行協力の見直し（18年5月）